



議会議員の任期および定数、市町村建設計画など審議

昨年十二月二十四日、秋田市・河辺町・雄和町の第六回合併協議会が開かれました。

今回は、「議会議員の任期および定数の取扱い」「使用料、手数料等の取扱い」など八つの案件が審議され、このうち六議案を可決、「補助金等の取扱い」など二議案は継続審議となりました。



合併協議に関するご意見をお寄せください

秋田市合併推進局

tel(866)2785 ファクス(866)2795

市町合併ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/copr/>

議員数の取扱い

	秋田市	河辺町	雄和町
地方自治法による法定議員数	46人	22人	18人
条例定数(現行)	42人	18人	18人
合併後の調整方針	42人	2人	2人



秋田市議会

議員定数は「46」に決定

新市の議会議員の定数は、秋田市区域四十二人(現在のまま)、河辺町区域二人、雄和町区域二人の計四十六人とすることに決まりました。

議員任期の取扱い

	秋田市	河辺町	雄和町
任期(現行)	平成19年 5月1日まで	平成16年 3月30日まで	平成17年 9月29日まで
合併後の調整方針	合併時に秋田市の任期に統一します 合併後の増員選挙で河辺・雄和両区域から選出された議員の任期は、平成19年5月1日までとします		

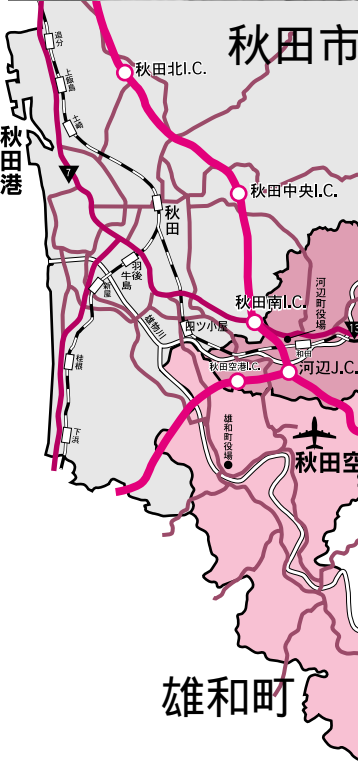
議会議員の任期および定数

河辺町および雄和町の議会議員は、合併時に全員失職することになります。

しかし、両地域住民の声を合併後の新市の行政に適切に反映させるため、合併後に両地域で増員選挙を行い、それぞれの区域から二人ずつ議会議員を選ぶことになりました。

なお、この増員選挙で選出された議会議員の任期は、公職選挙法の規定により、合併前の秋田市の議会議員の任期である平成十九年五月一日までとします。

そのほか、議員報酬・費用弁償などについては、合併時に秋田市の制度に統一します。



陸・海・空の
施設がそろい、
物流機能が集積！



地域ごとに 合併の住民説明会 を開催します

時間は午後2時～4時です

地域	日時	場所
東部	1月31日(土)	東部公民館
中央	2月7日(土)	サンパル秋田
北部	2月14日(土)	土崎公民館
南部	2月21日(土)	南部公民館
西部	2月28日(土)	日吉会館

市町合併に関する住民説明会を、中央・東・西・南・北の各地域で行います。合併後のまちづくりの方針などについて説明します。どなたもお気軽にご参加ください。直接会場へどうぞ。

新市のまちづくり計画の具体的な内容を提示

合併後のまちづくりの基本方針となる「市町村建設計画」は、両町の総合発展計画を引き継ぎながら、第十次秋田市総合計画をベースに策定します。計画の名称は「(仮称)緑あふれる新県都プラン」。この素案が第六回合併協議会で審議され、新市のまちづくりの方針が話し合われました。具体的内容については上記の住民説明会でも説明しますので、ぜひご参加ください。

効率的な物流が可能に

合併に伴い、陸(秋田自動車道)・海(秋田港)・空(秋田空港)の物流基盤がそろい、県都にふさわしい物流機能の集積が実現します。これらを活かし、産業、交通機能などが高いレベルで集積した都市の実現に向け、複合一貫輸送(やモーダルシフト)を推進し、物流面での効率化をはかります。

起業促進は河辺・雄和地域の特色を活かして

新市を活性化する創業促進の面では、河辺・雄和地域の特色を活かし、農業を基盤とする製造業や観光分野における起業の促進をはかります。

2町の自然観光資源を有効活用

観光を通し新市の産業活性化をはかるため、河辺・雄和地域の豊かな自然や観光資源を有効に活用しながら、観光客の受け入れ体制を整備し、通年型の観光が確立されるようにとめます。

市民公聴条例を制定

市民の多様なニーズや地域のさまざまな課題を的確に把握し、効率的に市政へ反映させるため、市民からの意見、要望などを受け止める広聴活動を充実させます。

また、開かれた市政運営と幅広い市民の市政参加を促進するため、(仮称)「市民公聴条例」を制定します。

庁舎・支所などを総合整備

市民生活の利便性の向上をはかるとともに、市内各地域の個性を活かしていくために、市民がわざわざ市役所に足を運ばなくても身近な地域内でサービスを受けられるよう窓口業務のIT化や支所などの総合的な整備、公共施設の複合化を進めます。

おもな事業は次のとおり。
秋田市庁舎の新築

(仮称)西部・北部・東部・南部市民サービスセンターの整備

河辺町役場・多目的総合センターの改修

雄和町役場・雄和町図書館、農村環境改善センターの改修

このまちづくり計画は、今月末から行われる市町合併に関する住民説明会で出される意見などを参考に、必要に応じて修正を加えていきます。

用語解説

複合一貫輸送…船舶、トラックなど、複数の輸送手段で運送すること
モーダルシフト…トラックなどの自動車輸送から、船運、鉄道、航空機など他の輸送機関に切り替えること



住民票、印鑑証明の自動交付機

使用料、手数料は 秋田市の制度に 統一します

公共施設の使用料、窓口業務の手料などについては、原則として秋田市の料金に統一します。ただし、一部の料金については経過措置を講じます。

また、水道料金、下水道使用料などは、今後の合併協議会で各事業ごとに協議し、広報で随時お知らせしていきます。

秋田市のみ設置している、自転車等駐車場、夜間休日応急診療所、文化施設などの使用料は現行どおりとします。

河辺町のみ設置している、総合福祉交流センターなどの使用料は現行どおりとします。

雄和町のみ設置している、雄和町サイクリングターミナルなどの使用料は現行どおりとします。ただし、サイクリングターミナルは、貸し自転車、グラウンドゴルフを除き、レジヤード部門は廃止します。

おもな項目	現行の取扱い			合併後の調整方針	
	秋田市	河辺町	雄和町		
各種証明書等手数料	戸籍謄本抄本	450円	450円	450円	合併時に秋田市の制度に統一します
	住民票の写し	300円	200円	200円	
	印鑑登録証明書	300円	200円	200円	
	所得証明書	300円	200円	200円	
体育館使用料	体育館使用料(市立体育館、茨島体育館、土崎体育館)	体育館使用料(町民体育館)	町民体育館使用料(雄和町町民体育館)、南体育館使用料(雄和町南体育館)	合併時に秋田市の制度に統一します	
運動場使用料	運動場使用料(八橋硬式野球場、八橋軟式野球場、土崎市民グラウンド、八橋テニスコートなど)	運動広場使用料(戸島運動広場、農村運動広場、町民広場)、生涯スポーツ施設使用料(スポパークかわべ)	運動公園使用料(雄和町運動公園球場、テニスコート)、町営野球場使用料(雄和町営野球場)	合併時に秋田市の制度に統一します	
保育料 (3歳未満の児童1人あたり・前年の所得税額が年額6万円の世帯)	27,750円 (月額)	10,000円 (月額)	17,800円 (月額)	両町との保育料の差額について、平成17年度から毎年25%ずつ両町の保育料に加算し、平成20年度に秋田市の制度に統一します	
公営住宅使用料	公営住宅使用料	公営住宅使用料	住宅使用料	合併時に秋田市の制度に統一します。現在の入居者は、平成19年度まで段階的に調整し秋田市の制度に統一します	

使用料、手数料は全部で181項目あります

各種補助金の 取扱いも協議

各種団体や市民活動などに対する補助金など(全一百六十四項目)は、秋田市の制度に統一します。なお、一部の補助金などについては制度の目的を勘案して調整する案が提示されました。次回一月二十二日の合併協議会で正式決定する予定です。主なものは次のとおりです。

中小企業融資あっせんは秋田市の制度に統一

河辺町の中小企業振興資金保証料補給負担金、雄和町の雄和町中小企業振興資金保証料補給金については、秋田市の秋田市中小企業融資あっせん制度信用

保証料補助金制度に統一する案が提示されました。



町内自治活動への助成金は段階的に調整し秋田市の制度に統一

町内自治活動への助成金(河辺町未実施、雄和町は自治会行政連絡費交付金)は、平成十六年度中は現行どおりとし、平成十七年度から秋田市の制度に統一します。ただし、雄和町で実施されている交付金については、平成十七年度に段階的調整を行い、平成十八年度から秋田市の制度に統一する案が提示されました。

全世帯に 合併のパンフレット をお配りします

市町合併について理解を深めていただくため、2月上旬に秋田市・河辺町・雄和町の全世帯にパンフレットをお配りします。ぜひご覧ください。

パンフレットの内容

- ・市町合併の必要性
- ・市町合併により期待される効果
- ・緑あふれる新県都プランの概要
- ・地域別振興計画
- ・住民負担の現状と調整方針
- ・合併協議会における主な決定事項



消防・救急・防災の体制が決まりました

河辺雄和の消防は秋田市が引き継ぎます

河辺町、雄和町の消防事務を行っている「河辺雄和地区消防一部事務組合」は解散し、事務および財産をすべて秋田市が引き継ぎます。

事務組合は合併の日の前日をもって解散し、事務および財産はすべて秋田市に引き継ぎます。

河辺消防署および雄和分署は、現行どおりとします。

事務組合の定数内の職員は、すべて秋田市の消防職員として引き継ぎます。また、消防職員定数は、秋田市の定数三百五十五人に、事務組合の定数四十六人から一人減らした四十五人を加えた四百人とします。

職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、公正に取り扱うものとし、一般職の職員の取扱いに準ずるものとします。

現行

秋田市消防本部(定数355人)
1本部 4署 1分署 8出張所
河辺雄和地区消防
一部事務組合消防本部(定数46人)
1本部 1署(河辺) 1分署(雄和)

合併後

秋田市消防本部(定数400人)
1本部 5署 2分署 8出張所

ただし、合併後の新市において、組織の再編および定数の見直しをします。

地域バランスを考慮し消防・救急体制を整備

消防や救急、防災体制については、合併時に秋田市の体制に統一します。

主なものは次のとおり。

消防車両などの配置

合併時、秋田市に追加される消防車両などは次のとおり。

河辺消防署 タンク車、ポンプ車、救助工作車、高規格救急車、救急車

雄和分署 化学車、ポンプ車、救急車

ただし、救助工作車の取扱いについては、合併後の新市において検討します。

救急装備の高度化
合併時に、秋田市の高度化した装備に統一します。そのため、高規格救急車がない雄和分署への高規格救急車の早期導入をはかります。

一一九番通報の受信
平成十七年度の早期に指令システムを一元化し、一一九番通報による災害通報は、秋田市消防本部が集中的に受信します。



秋田市の救急救命士



河辺消防署



雄和分署

消防団の組織機構

組織 合併時に秋田市消防団に統合します。分団組織は現行どおり引き継ぎます。

団員 全員引き継ぎ、定員を二千二百四十人とします。

合併後の消防団の定員

秋田市：一五四四人

河辺町：三六〇人

雄和町：三〇〇人

計二二〇四人

ただし、合併後の新市において、組織の再編および定員の見直しをします。

避難場所などは現行どおり

防災等関係事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。

避難場所の指定

合併時に秋田市の制度に統一し、現在の両町指定避難場所等については、引き続き指定します。

秋田市 避難場所九十四か所

広域避難場所五か所

避難所百一十か所

河辺町 避難場所十か所

避難所十五か所

雄和町 避難場所十七か所

避難所十四か所

災害対策本部

合併時に秋田市の制度に統一し、地域防災計画の一部修正を行います。